

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

受付日：平成 29 年 11 月 16 日 | 所管省庁への検討要請日：平成 29 年 12 月 8 日 | 回答取りまとめ日：平成 30 年 1 月 15 日

提案事項	大型の駆動補助機付乳母車の道路交通法及び道路運送車両法上の取扱いの見直しについて
具体的内容	<p>保育施設等で用いられる乳母車は 6 歳未満の幼児を複数載せることを目的に設計されており、市販の 6 人搭乗の乳母車の寸法は長さ 123cm、幅 84cm、高さ 95cm のものもある。こうした乳母車は車重も重く、運用も大きな負担となる。乳母車の車重を 28kg とし幼児 1 人あたりの体重を 14kg とした場合、重量の合計は 112kg に達する。そのため、特に非力な女性職員の多い保育施設等において、人の力を補助する駆動補助機付乳母車の導入が強く望まれている。</p> <p>このような要望に対応するため、当社では駆動補助機付乳母車の輸入・販売を検討し、先般、グレーゾーン解消制度を活用して、道路交通法及び道路運送車両法上の取扱いについて照会を行ったところ、道路交通法上「小児用の車」に該当せず「軽車両」に該当すること、道路運送車両法上「人力車」として「軽車両」に該当し「道路運送車両」に該当するとの回答があった。</p> <p>一方、「駆動補助機付乳母車の取扱いについて（平成 27 年 1 月 27 日・警察庁）」において「小児用の車」として取り扱うとされている車体寸法の長さ 120cm、幅 70cm、高さ 109cm 未満の駆動補助機付乳母車では、保育施設等において求められる機能を満たすことは難しく、当該寸法を超過する大型の駆動補助機付乳母車は、車道又は路側帯を通行しなければならず、搭乗者と操縦者の安全を確保できないという判断が普及の妨げとなる可能性がある。</p> <p>当社が販売を検討する駆動補助機付乳母車は機能上、通行速度が歩行者の最高速度を上回ることはなく、ハンドル等から手を離れた際には自動で停止するなど、原動機を用いない乳母車と比較しても安全性に十分配慮されている。また、駆動補助機付乳母車の導入により、保育士等が道路上において幼児の監護に集中できるようになるほか、坂道や傾斜をより安全に通行できるようになり、保育士等の身体的疲労による集中力低下とそれによる事故の発生を予防できるようになることが期待される。さらに、災害時においては幼児の緊急避難の時間短縮、坂道等を含めた経路を容易に通行できることにより避難経路の増大が見込まれる。</p> <p>搭乗者となる幼児や操縦者となる保育士等の安全を確保するとともに、保育士の業務負担軽減、保育の質の向上等を図るため、保育施設等で用いられる大型の駆動補助機付乳母車について、道路交通法及び道路運送車両法上の取扱いの見直しをお願いしたい。</p>
提案主体	民間企業

	所管省庁：警察庁、国土交通省
制度の現状	<p>道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「道交法」という。）第 2 条第 3 項第 1 号では、「小児用の車」を通行させている者を歩行者とみなす旨が規定されているところ、駆動補助機付乳母車が同号にいう小児用の車に該当するために満たすべき基準については、「駆動補助機付乳母車の取扱いについて」（平成 27 年 1 月 27 日付け警察庁丁交企発第 7 号）において定められています。</p> <p>駆動補助機付自転車道交法上の小児用の車として取り扱われるために満たすべきこれらの基準のうち、大きさについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長さ 120 センチメートル ○ 幅 70 センチメートル ○ 高さ 109 センチメートル <p>を超えないこととされており、これを超える大きさの大型駆動補助機付乳母車については、道交法上の小児用の車には該当しません。</p> <p>また、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）上「人力により陸上を移動させることを目的として製作した用具」及び「軌条又は架線を用いないもの」（道路運送車両法第 2 条第 4 項）であり、また、その用途や使用の方法、車両の寸法に鑑みて道路運送車両法施行令（昭和 26 年政令第 254 号）第 1 条に掲げる「人力車」に当たるものと解され、同法第 2 条第 4 項で定める「軽車両」に該当し、同法上の「道路運送車両」となります。</p>
該当法令等	<p>道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項第 1 号</p> <p>駆動補助機付乳母車の取扱いについて（平成 27 年 1 月 27 日付け警察庁丁交企発第 7 号）</p>
対応の分類	検討を予定
対応の概要	<p>大型の駆動補助機付乳母車の道路交通法及び道路運送車両法上の取扱いについては、交通の安全及び円滑に及ぼす影響を踏まえながら、検討を行ってまいります。</p>

区分（案）	
-------	--